

甲賀市信楽町勅旨の浸水警戒区域の指定について

このことについて、次のとおり滋賀県知事から付議されたので、審議願います。

記

滋賀県流域治水の推進に関する条例第13条第1項の規定に基づき、浸水警戒区域の指定を行おうと考えるので、同条第5項の規定に基づき、審議会の意見を求める。

令和4年3月10日

滋賀県流域治水推進審議会会長

議第2号

甲賀市信楽町勅旨の浸水警戒区域の指定について

1. 浸水警戒区域を指定しようとする土地の区域
2. 浸水警戒区域を指定しようとする土地の区域における想定水位
3. 指定しようとする区域の住民および利害関係人から提出された意見書
4. 甲賀市長の意見

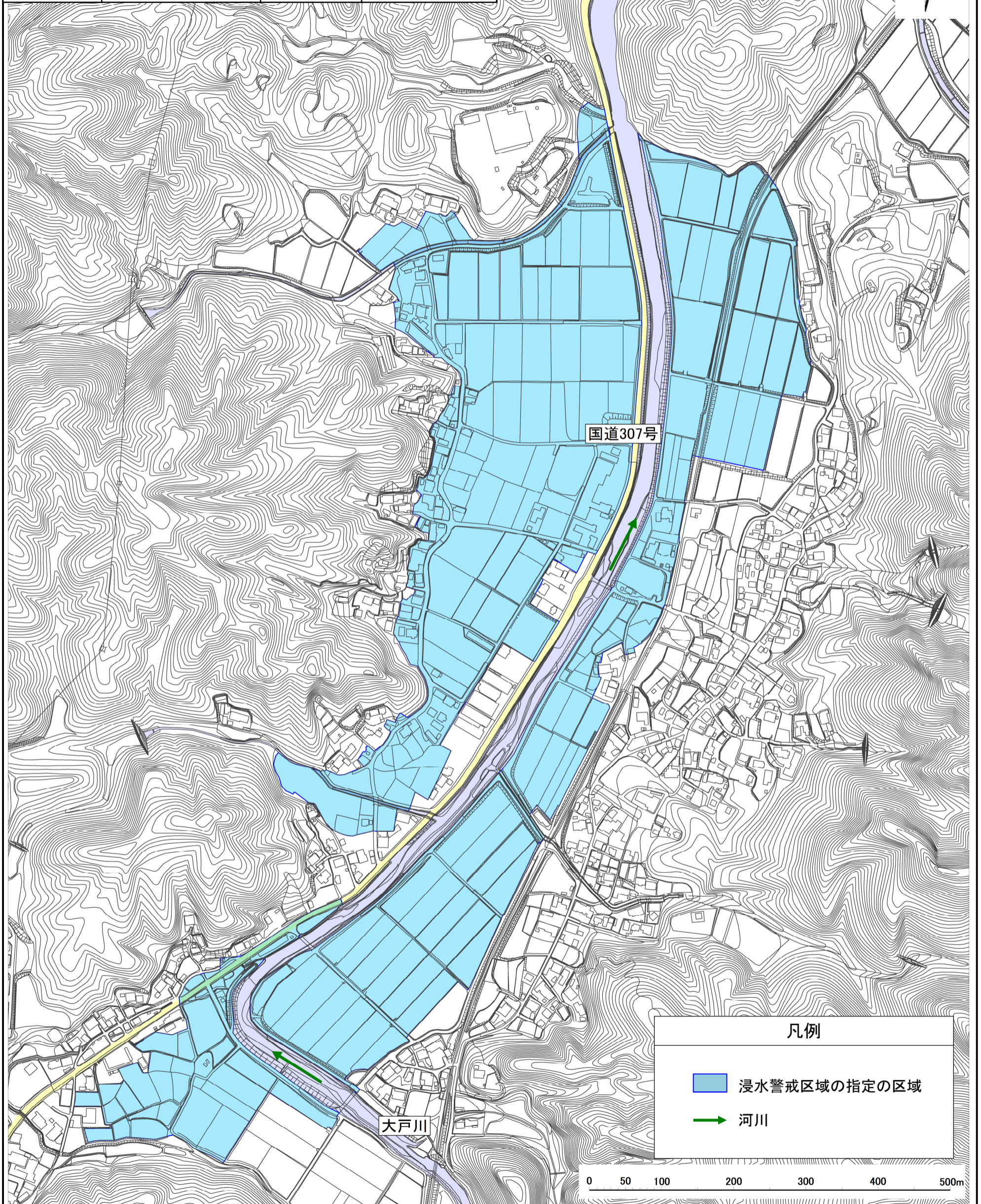
【説明資料】

- ① 甲賀市信楽町勅旨での取組状況について
- ② 甲賀市信楽町勅旨 水害・土砂災害に強い地域づくり計画 概要版
- ③ 甲賀市信楽町勅旨 水害・土砂災害に強い地域づくり計画



1. 浸水警戒区域を指定しようとする土地の区域

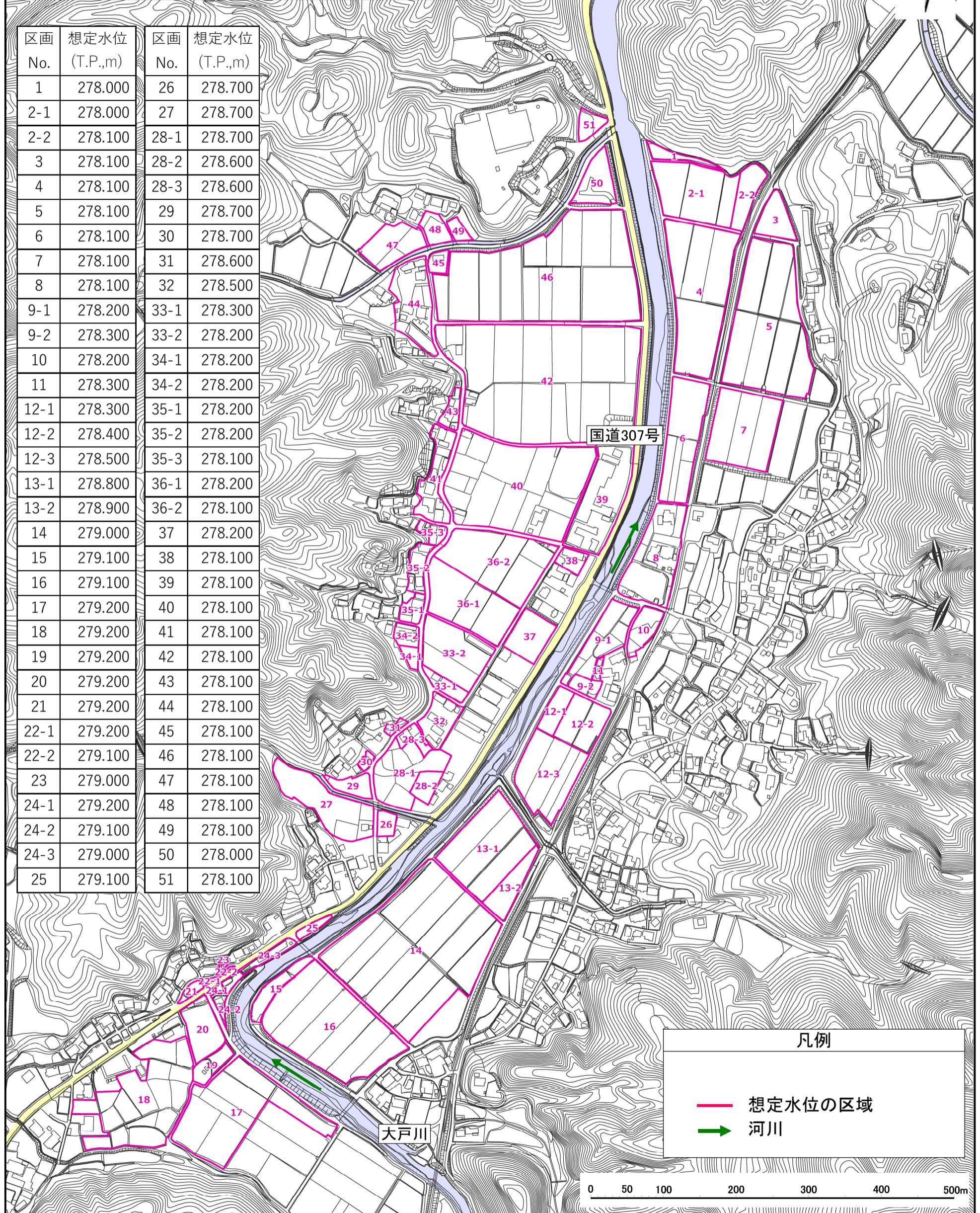
図面名	浸水警戒区域の表示	区域の所在地	甲賀市信楽町勅旨
		道路	国道307号
告示年月日	令和 年 月 日	河川	大戸川
告示番号	滋賀県告示第 号	縮尺	1:5,000



※背景図は、甲賀市都市計画図(白図)を使用している。

2. 浸水警戒区域を指定しようとする土地の区域における想定水位

図面名	浸水警戒区域における想定水位	区域の所在地	甲賀市信楽町勅旨
告示年月日	令和 年 月 日	道路	国道307号
告示番号	滋賀県告示第 号	河川	大戸川
		縮尺	1:5,000



区画 No.	想定水位 (T.P.,m)	区画 No.	想定水位 (T.P.,m)
1	278.000	26	278.700
2-1	278.000	27	278.700
2-2	278.100	28-1	278.700
3	278.100	28-2	278.600
4	278.100	28-3	278.600
5	278.100	29	278.700
6	278.100	30	278.700
7	278.100	31	278.600
8	278.100	32	278.500
9-1	278.200	33-1	278.300
9-2	278.300	33-2	278.200
10	278.200	34-1	278.200
11	278.300	34-2	278.200
12-1	278.300	35-1	278.200
12-2	278.400	35-2	278.200
12-3	278.500	35-3	278.100
13-1	278.800	36-1	278.200
13-2	278.900	36-2	278.100
14	279.000	37	278.200
15	279.100	38	278.100
16	279.100	39	278.100
17	279.200	40	278.100
18	279.200	41	278.100
19	279.200	42	278.100
20	279.200	43	278.100
21	279.200	44	278.100
22-1	279.200	45	278.100
22-2	279.100	46	278.100
23	279.000	47	278.100
24-1	279.200	48	278.100
24-2	279.100	49	278.100
24-3	279.000	50	278.000
25	279.100	51	278.100

※背景図は、甲賀市都市計画図(白図)を使用している。

3. 指定しようとする区域の住民および利害関係人から提出された意見書

(縦覧期間：令和4年2月8日～2月21日)

意見なし

4. 甲賀市長の意見

(回答：令和4年3月2日付け甲建事第483号)

「別紙のとおり」



甲 建 事 第 4 8 3 号
令和4年(2022年)3月2日

滋賀県知事 三日月 大造 様

甲賀市長 岩永 裕貴



滋賀県流域治水の推進に関する条例に基づく浸水警戒区域の指定に関する意見照会について(回答)

令和4年2月22日付け、滋流政第28号で照会のあった標記の件について、
下記のとおり回答します。

記

- ・ 甲賀市信楽町勅旨地域の浸水警戒区域指定に関しては、異議ありません。

所属：甲賀市役所 建設部
建設事業課 事業調整係
担当：雲林院
電話：0748-69-2209(直通)